

当社による労働派遣事業における情報について(お知らせ)

労働派遣法第23条第5項(同法施行規則第18条の2)に基づき当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

【2022年4月1日現在】

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	本社			
拠点の所在地	千葉県船橋市習志野台4-10-10			
派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 1日8時間あたりの平均	①労働者派遣の料金 1日8時間あたりの平均	マージン率 (①-②)÷①
3	2	33,660円	24,426円	27.4%

○マージン率とは

派遣先より弊社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

○マージンに含まれる費用

社会保険料	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先請求はできません)
会社運営費	
健康診断費用	一般検診及び人間ドッグの受診費用
就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(教育訓練・事務管理費等)
営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・通信費等
営業利益	労働者派遣料金から労働者の賃金、社会保険料等の会社運営費を差し引

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

◎キャリア・コンサルティング相談窓口担当者

○電話による相談受付 (Tel. 0474-94-5060)

○E-mailでの相談受付 (E-mail: soumu@rexer-sys.co.jp)

◎教育訓練

○派遣労働者全員を対象とし、有給でかつ無償で実施する

訓練項目	訓練の内容
1. 入職時教育	新規採用労働者へビジネスマナーなど
2. 職能別訓練(2年目以降)	システムエンジニア入門等キャリア形成・スキルの蓄積
3. 階層別訓練(3年目以降)	リーダーシップ・プロジェクト管理入門など
4. 階層別訓練(4年目以降)	プロジェクトマネジメントの基礎、技法など

3. その他参考と認められる事項

◎積極的な情報提供

○マージン率だけではなく派遣労働者数、派遣先数、教育訓練等

◎派遣労働者等の福祉の増進

○派遣労働者の希望や能力、経験、就業機関、勤務時間、勤務場所等、適正に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保等

○賃金、労働時間、安全衛生等の労働条件の向上、社会保険、労働保険の適用促進、福利厚生施設の充実等

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2022年4月1日～2023年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者

当社による労働派遣事業における情報について(お知らせ)

労働派遣法第23条第5項(同法施行規則第18条の2)に基づき当社の労働者派遣事業に関する以下の事項についてお知らせします。

【2022年4月1日現在】

1. 労働者派遣の実績及びマージン率等

拠点名称	本社			
拠点の所在地	千葉県船橋市習志野台4-10-10			
派遣労働者数	派遣先事業所数	①労働者派遣の料金 1日8時間あたりの平均	①労働者派遣の料金 1日8時間あたりの平均	マージン率 (①-②)÷①
3	2	33,660円	24,426円	27.4%

○マージン率とは

派遣先より弊社に支払われる派遣料金から、派遣労働者に支払う賃金を差し引いた残りの額がマージンであり、これを派遣料金で除して得られた率をマージン率といいます。

○マージンに含まれる費用

社会保険料	雇用保険、労災保険、健康保険、厚生年金保険、介護保険などの事業主負担分
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる賃金(派遣先請求はできません)
会社運営費	
健康診断費用	一般検診及び人間ドッグの受診費用
就業管理費用	派遣労働者の就業に関する費用(教育訓練・事務管理費等)
営業費用	営業スタッフの人件費及び活動費・法廷手続費用・通信費等
営業利益	労働者派遣料金から労働者の賃金、社会保険料等の会社運営費を差し引

2. 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

◎キャリア・コンサルティング相談窓口担当者

○電話による相談受付 (Tel. 0474-94-5060)

○E-mailでの相談受付 (E-mail: soumu@rexer-sys.co.jp)

◎教育訓練

○派遣労働者全員を対象とし、有給でかつ無償で実施する

訓練項目	訓練の内容
1. 入職時教育	新規採用労働者へビジネスマナーなど
2. 職能別訓練(2年目以降)	システムエンジニア入門等キャリア形成・スキルの蓄積
3. 階層別訓練(3年目以降)	リーダーシップ・プロジェクト管理入門など
4. 階層別訓練(4年目以降)	プロジェクトマネジメントの基礎、技法など

3. その他参考と認められる事項

◎積極的な情報提供

○マージン率だけではなく派遣労働者数、派遣先数、教育訓練等

◎派遣労働者等の福祉の増進

○派遣労働者の希望や能力、経験、就業機関、勤務時間、勤務場所等、適正に応じた就業の機会及び教育訓練の機会の確保等

○賃金、労働時間、安全衛生等の労働条件の向上、社会保険、労働保険の適用促進、福利厚生施設の充実等

4. 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

労働者派遣法30条の4第1項の労使協定の締結の有無	有
上記労使協定の有効期間	2022年4月1日～2023年3月31日
上記労使協定の対象となる労働者の範囲	全ての派遣労働者